

## 戦間期における関東軍の駐兵問題の史的展開：日中 陸軍共同防敵軍事協定から日「満」守勢軍事協定へ

後藤，啓倫

<https://hdl.handle.net/2324/1500485>

---

出版情報：九州大学，2014，博士（法学），課程博士  
バージョン：  
権利関係：やむを得ない事由により本文ファイル非公開（3）

氏 名 : 後 藤 啓 倫

論 文 名 : 戦間期における関東軍の駐兵問題の史的展開

一日中陸軍共同防敵軍事協定から日「満」守勢軍事協定へ

区 分 : 甲

### 論 文 内 容 の 要 旨

本稿は、日本陸軍の対満洲政策の執行機関である関東軍に焦点をあて、日中陸軍共同防敵軍事協定の締結から日「満」守勢軍事協定の締結へと至る過程を中心に、関東軍の駐兵問題の史的展開を、駐兵権と軍事行動の自由をめぐる問題の解決の仕方に着目しながら、検討したものである。

関東軍は、1906年の関東都督府設置以来一貫して駐兵問題の解決を課題としており、この課題に向けて関東軍の対満洲政策が展開されてきた。関東軍は、統帥機関としての独立と日中陸軍共同防敵軍事協定とによって南満洲だけでなく北満洲においても駐兵権と軍事行動の自由を確立していた。しかしながら、同協定の廃止に際して関東軍の北満駐兵継続問題が生じた。当時の田中義一陸相は、中国側から北満駐兵を継続するための「覚書」を取り付けようとした。というのも、田中陸相は「覚書」を残すことが「後証として有利」と判断していたからだった。中国側との交渉の結果、陸軍と関東軍は「覚書」を残すことには失敗したものの、「口頭上の相互の諒解」を取り付けることで北満駐兵を「黙認」させた。関東軍は、既存の地方政権の実権者である張作霖を「提携」相手として「口頭上の相互の諒解」を得ることで北満駐兵継続問題を解決した。関東軍が満鉄附属地外に駐兵することは、関東軍に統帥権発動の下に活動させる機会を増大させた。関東軍は「提携」相手を得ることで駐兵問題を解決し、さらには統帥権発動の下に活動する機会を得ていたのである。

しかし、ワシントン会議以降、関東軍は、北満からの撤退を余儀なくされ、さらには中ソ協定によって関東軍駐兵の条約上の根拠が揺らぎ南満洲からの撤退要求にも曝されていた。この時、張作霖と張学良は関東軍の「意の儘に動く」かなくなっており、駐兵問題解決のための「提携」相手たり得なくなっていた。そこで、駐兵問題の解決を目的の一つとして、関東軍は柳条湖事件とそれに続く「満洲国」建国を実行した。この間の「満洲国」建国に際して、関東軍は、北満駐兵継続交渉の「経験」に基づいて、溥儀から「満洲国」における関東軍の駐兵を約束させる「一札」、すなわち溥儀書翰を取り付けた。溥儀は「満洲国」とともに関東軍の手によって作り出された「意の儘に動く」「提携」相手として登場し、関東軍は溥儀を利用することで駐兵問題を解決したのだった。このように、関東軍は既存の地方政権やその実権者ではなく、「独立国」とその「頭首」としての溥儀を念頭に置いた、「提携」相手を作り出すといった新たな駐兵問題解決のパターンを生み出したのであった。この点こそが、従来の駐兵問題解決方法とは全く異なるものだった。関東軍は、1932年9月、溥儀書翰を「後証」として日「満」議定書と日「満」守勢軍事協定を締結させたのだった。こうして関東軍は、満洲における駐兵権と軍事行動の自由を再び確立したのであった。

以上が本稿が明らかにした関東軍駐兵問題の史的展開である。関東軍による日「満」議定書と日「満」守勢軍事協定の締結は、「満洲駐在に対し、何者と雖も異議を挟むの余地」を封じたことで、関東都督府設置以来続いた関東軍駐兵問題の解決を意味していた。この意味において、日中陸軍共同防敵軍事協定から日「満」守勢軍事協定へと至る過程は、関東軍にとって、当初一時的に享受していた関東軍の満洲における駐兵権と軍事行動の自由の喪失とその奪回の過程であったのである。